

裏面の記入上の注意をよくお読みの上ご記入ください。

太枠の中は⑥で2と記入された方のみ記入してください。

厚生年金基金

年金裁定請求書

厚生年金基金理事長殿

平成 年 月 日提出

① 受給権者氏名	(フリガナ) _____ (氏) _____ (名)	② 印		③ 性別	男 ・ 女	④ 生年月日	昭和 年 月 日
⑤ 厚生年金基金 加入員番号	_____ _____ _____ _____ _____ _____	⑥ 加入員資格 及び加入員 資格喪失日	1. 現在も加入員である。 2. 退職により加入員資格を喪失した。→ (昭和 年 月 日) 3. 70歳到達により加入員資格を喪失した。 (退職日の翌日をご記入ください。)				
⑦ 住 所	住所の郵便番号 _____ (フリガナ) _____	TEL () _____					
⑧ 支払機関 の 指 定	1. 銀行・金庫 信組・農協 支店 [普通(総合)・当座] [口座番号 _____ _____ _____] 記号 番号 _____ _____ _____	⑨ 厚生年金保険 (国)から年金を 受けておられま すか	1. はい (金額停止中の場合を含みます) 2. いいえ 3. 請求中 (社会保険事務所への請求書 提出日平成 年 月 日頃) (提出社保名 社会保険事務所)				
⑩ 基礎年金番号	基礎年金番号が交付されていない方は記入の必要はありません。	⑪ 過去に加入していた年金制度の年金手帳の記号番号で、基礎年金番号と異なる記号番号があるときは、その記号番号を記入してください。					
	_____ _____ _____ _____ _____ _____	厚生年金保険	_____ _____ _____ _____ _____ _____	国民年金	_____ _____ _____ _____ _____ _____		
⑫ 雇用保険被 保険者番号	雇用保険被保険者証の交付をうけた方のみ記入してください。	⑬ 雇用保険被保険者番 号が記入できない場 合はその理由を	1. 最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過しているため。 2. 雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 3. 雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。				
⑭	⑥で「2. 退職により加入員資格を喪失した」とお応えになった方で60歳以上65歳未満の方にお尋ねします。基本手当(失業給付)を請求または受けておられますか。	1. 現在受給中である。 } 公共職業安定所に求職の申込みを行った年月日を記入してください。 2. 現在請求手続中である。 } (平成 年 月 日) 3. 受給を終了している。 → 終了年月日について記入してください。 ・60歳前に終了 ・60歳以上で終了(終了日:平成 年 月 日) 4. 請求しない。					
⑮ 最後に加入員として所属していた (加入員の方は現在の)事業所	事業所名 [事業所番号] _____ _____	事業所所在地 _____ _____					
⑯ 添付書類	1. (厚生年金基金) 加入員証 2. 生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍抄本 3. ⑨の厚生年金保険(国)から年金を受けておられるときは、その年金証書(写し) 4. ⑭の1に○をされた方は「雇用保険受給資格者証」の写し						

基金使用欄					
基金処理日	常務理事	事務長	課長	係長	係
年 月 日					
連合会への登録処理日	基本手当(失業給付)の併給調整の有無		高在老支給停止調整対象		
年 月 日	1. 対象者 2. 非対象者		1. 対象者 2. 非対象者		

受付日付印

◎ 厚生年金基金裁定請求書記入上のご注意

国の年金裁定手続きを最近とられた方はその裁定請求書の控え等を参考にしてご記入ください。

1. ①氏名は銀行振込等の場合、この氏名で振込みをしますので、通帳の口座名義をご確認のうえ、正しいフリガナを記入してください。
2. ②印鑑は、印鑑登録がされていないものでもかまいません。
3. 「⑤厚生年金基金加入員番号」の欄について
基金からお渡ししている加入員証により記入してください。
4. 郵便番号は今後の年金の通知の送付先ですので、必ず7桁でご記入ください。
5. 「⑧支払機関の指定」欄について
郵便局現金受取の場合は、支払日以降に郵便局で証書の発行手続きが行われるため、証書がお手元に到着するまで日数を要します。また、郵便局での受取内容の事後確認も容易ではありませんので、なるべく銀行振込、郵便局振込（自動預入）をご指定ください。
なお、振込の場合は必ずご本人名義の預金口座をご記入ください。
6. 「⑨厚生年金保険から年金を受けておられますか」の欄について
「1. はい」の場合は、必ず年金証書（写し）を添付してください。
「2. いいえ」の場合で、国の老齢厚生年金の受給権のある方は必ず国の手続きをとってから基金へこの請求書をご提出ください。
当基金は国に準じて基本手当（失業給付）との併給調整を行っております。⑥で2と答えられた方は、必ず⑫～⑭をご記入ください。
7. 「⑩基礎年金番号」の欄について
基礎年金番号通知書または年金手帳（厚生年金保険被保険者証）により記入してください。
8. 「⑫雇用保険被保険者番号」の欄について
雇用保険被保険者証により記入してください。
9. 「⑭」の設欄について
「4. 請求しない」と回答された場合でも、後日基本手当（失業給付）を受けておられることが判明した場合は、併給調整を行いますので、ご了承ください。
10. ⑯添付書類「2. 生年月日に関する市区町村長の証明書又は戸籍抄本」は古いものではなく、請求をするときに交付をうけたものがが必要です。
11. 基金の年金は所得税法上は雑所得として課税の対象となり、年間のお受取額（当基金分のみ）が100万円（65歳未満の方は108万円）以上である場合は、その支給のつど源泉徴収されます。
年金の裁定と同時に年金を受けることができる方のうち、配偶者控除、扶養控除等相当の控除を受けようとするときは、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を基金にご提出ください。